

掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 西日本業務センター（以下、「URコミュニティ」という。）の下記に係る入札等については、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

なお、本件は、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式である。

1 揭示日 令和8年10月9日（金）

2 発注者 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 西日本業務センター
センター長 河邊 清和
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号

3 工事概要

(1) 工 事 名 08－逆瀬川団地樹木再整備工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 兵庫県宝塚市野上六丁目5番

(3) 工 期 令和9年2月8日～令和9年9月20日

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和9年2月7日まで)

※工期（実工事期間）には準備工事を含む。

※契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

※余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(4) 工事内容は、CD－R（要申込）に収録の図面及び現場説明書のとおり（交付方法については、6及び別添1を参照）。工事概要等は「別表」参照のこと。

(5) 工事実施形態

① 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付を行い、落札者を決定する詳細条件審査型一般競争入札方式の工事である。

② 本工事は、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式）の工事である（別紙3）。

③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の

試行工事である。

- ④ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、以下に掲げる条件を全て満たすことを求める試行工事である。ただし、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置については求めない試行工事である。

- ・ 主任技術者又は監理技術者が現場常駐できること。
- ・ 配置する現場代理人は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

また、低入札価格調査となった場合で専任特例の適用を行う場合は、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者を追加配置すること。

- ⑤ 本工事は、4 (7)に掲げる専任特例1号及び営業所技術者等の配置に関する兼務要件を満たす場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書第一号（専任特例1号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の五（営業所技術者等）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
- ⑥ 本工事は、4 (8)に掲げる専任特例2号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書第二号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
- ⑦ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の工事である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。
- (6) 本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで申請書及び資料が提出できない場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、申請書及び資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記7 (2)へ様式1及び2を提出すること。）。なお、申請書類等の差替は申請書提出期限までに限り認める。期限後の差替は認められない為、書類については充分に確認をし、提出すること。
- (7) 本工事の積算に当たっては、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価を適用している。

4 競争参加資格

- (1) 機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 機構関西地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、「造園」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「造園」の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 地理的条件として、「別表」の要件を満たす者であること。
- (5) 平成23年度以降（平成23年4月1日から申請書の提出日まで）に元請として完成し引き渡しの済んでいるもののうち、次の工事内容及び金額に係る要件を満たす同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、工事費は出資比率で按分した金額を実績とする。なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。）

同種工事とは、下記の要件を満たす工事とする。

要件

R C造又はS R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における植栽工事を含む造園工事又は植栽工事を含む土木工事※1又は道路工事・舗装工事を含む造園工事※1で、1件の工事で請負金額（変更を含む）が2500万円以上であること。

※1「土木工事」、「造園工事」は、当機構ホームページに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）」(https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html)における事業区分レベル0の工事

注）同種工事の施工実績には以下のものは該当しない

- ・独立行政法人都市再生機構の建替団地における空き住居区域内の土木工事及び造園工事
- ・移管公園の土木工事及び造園工事
- ・植物管理工事

なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。

- (6) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
- また、(13)に基づき低入札価格調査対象となった者は、主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐する必要がある為、選出にあたっては注意すること。

- ① 1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次のものをいう。

- ・技術士建設部門、技術士森林部門（選択科目を林業又は森林土木とするものに限る。）、総合技術監理部門(建設)、総合技術監理部門(森林)（選択科目を林業又は及び森林土木とするものに限る。）の資格を有する者
- ・上記と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 平成23年度以降(平成23年4月1日から申請書の提出日まで)に元請けとして工事が完成し引き渡し済みの工事で、上記(5)に掲げる工事（ただし、1件あたりの請負金額（変更含む）は、500万円以上）に該当する経験を、現場代理人、主任技術者、監理技術者または現場員として有する者であること。

また、原則として工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（完成検査完了日をいう。是正項目がある場合は是正工事完了確認日）までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験として

はみなさない。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記①、②、③又は④及び⑤ ①から④の基準を満たす技術者を1名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

(7) 専任特例1号及び営業所技術者等の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※営業所技術者等の兼務要件については、【 】内を適用する。

① 【営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること】

② 兼務する工事の請負代金が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。

③ 兼務する工事件数は2件【営業所技術者等と兼務する工事件数は1件】を超えないこと。

④ 工事現場間【営業所と工事現場】の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離が概ね片道2時間以内であること。

⑤ 下請次数が3を超えないこと。（工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない）

⑥ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（現場係員）を現場に配置すること。

⑦ CCUS等により、主任技術者又は監理技術者が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

⑧ 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出した上で、工事現場毎に備えおくこと。

⑨ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

⑩ 専任特例1号及び営業所営業所技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑪ 兼務する工事の発注者が、専任特例1号及び営業所営業所技術者等の配置を認めている工事であること。

(8) 専任特例2号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。

② 兼務する工事は、2を超えないこと。

③ 専任特例2号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10 km程度であること。

④ 専任特例2号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3

ヶ月以上の雇用関係)があること。

- ⑤ 専任特例2号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。
 - ⑥ 専任特例2号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務(安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等)を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。
 - ⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例2号の配置を認めている工事であること。
- (9) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (10) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、機構及びURコミュニティ(以下、「機構等」という。)発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (11) 機構等(所管事務所を含む。)が関西地区で発注した工事の工事成績については、申請書及び資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (12) 令和6年4月1日以降に機構等が関西地区で発注した工事種別「造園」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満(工期末が令和6年10月1日以降の工事については70点未満とする)がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、下記の条件を全て満たすこと。
- ① 機構等が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 機構等が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の場合、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (13) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を全て満たすこと。
- ① (6)に掲げる主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐できること。なお、専任特例を適用する場合は、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者を追加配置すること。
 - ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある現場代理人を配置できること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (14) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (15) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等について→その他「(入札説明書等別紙)暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。
- (16) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受注者等

- (1) 4(14)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、「別表」に掲げる者である。
- (2) 4(14)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。
 - ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 設計図面及び現場説明書の交付期間及び方法

設計図面及び現場説明書はCD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する者は、添付している別添1「図面等（CD-R）申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し申し込むこと。

FAX受領日より3営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構西日本支社複写・製本業務等受託者（株）長谷川リンクスから着払い便で発送する（年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。）。3営業日を過ぎてもCD-Rが到着しない場合は、電話にて確認すること。

【FAX受付期間】：令和8年10月9日（金）から令和8年10月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

【FAX番号】：06-7526-5001

（株式会社URコミュニティ 西日本業務センター 契約課）

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

7 担当部署

(1) 公募条件及び積算について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号 明治安田生命大阪梅田ビル18階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 西日本業務センター
設計課 電話06-7526-5009

(2) 入札手続について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号 明治安田生命大阪梅田ビル18階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 西日本業務センター
契約課 電話06-7526-5019

※ 問合せ及び受付の日時は、年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間は除く（以下、本稿において同じ。）。

8 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記（本工事の競争参加資格の申請）に従い申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(16)までに掲げる事項を満たしている者は、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記（一般競争参加資格の申請）のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）及び添付書類を提出して、建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→工事の「随時受付」事項を参照）。

（一般競争参加資格の申請）

（ア）申請期間（到着期限）：令和8年10月9日（金）から令和8年10月19日（月）（競争参加資格申請の提出期限日の5営業日前）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、

午前9時15分から午後5時40分まで（午前11時45分～午後0時45分除く。）

- ② 申請先：〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル12階

令7・8資格審査担当（電話096-288-1652）

- ③ 申請方法：原則として電子メール方式による（詳細は、上記HP中「電子メール申請ガイド」に従うこと。）。

上記到着期限の1営業日前正午までに7(2)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイド従い同午後5時40分までに②の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード（有効期限有）通知メールの受信を完了し、上記到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた者にあつては、本競争に参加することができない。

（本工事の競争参加資格の申請）

- ① 提出期間： 「別表」による

- ② 提出場所： 【電子入札システムによる場合】 7(2)に同じ
【紙入札による場合】 7(1)に同じ。

- ③ 提出方法： 申請書及び資料は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、7(1)へ郵送（書留郵便に限る。①の提出期間内に必着。）、または予め提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) 申請書は、【別記様式1】により1部（ただし、紙により申請した場合は、【別記様式1】のみ2部）作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。電子入札でファイル容量の合計が3MBを超える場合又は紙入札の場合は、別紙－4「詳細条件審査型一般競争入札に係る競争参加資格確認申請書類作成の手引き」を参考に申請書を作成提出すること。

なお、下記①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定技術者の同種の工事の経験については、平成23年度以降、申請書及び資料の提出期限日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績【別記様式2－1】【別記様式2－2】

4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を【別記様式2－1】に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件とする。また、令和6年4月1日以降に機構等が関西地区において発注した造園工事で、申請書及び資料の提出日までに工事が完成し、引渡し、績の通知が進んでいる工事の成績について【別記様式2－2】に記載するとともに工事成績評価通知書の写しを添付すること。

② 配置予定の技術者の資格及び経験【別記様式3】

4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を【別記様式3】に記載すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載する場合は、技術者毎に【別記様式3】を作成すること。

なお、本工事の契約締結時に【別記様式3】を契約書に綴じ込むこと。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと、又は低入札価格調査による落札決定保留となったことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと（様式任意）。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例1号及び営業所技術者等の配置を行う場合においては、それらに関する【別記様式3－1(届出書様式－1)】を提出すること。

専任特例2号の配置を行う場合においては、専任特例2号に関する【別記様式3－1(届出書様式－2)】を提出すること。

入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札した（または低入札価格調査対象者（第1順位者）となった）ことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合には、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと（様式任意）。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

③ 契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者の図面等に限る。）の一部及び免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき公的届出書類を提出すること（いずれも写し）。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しを添付すること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工
事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、CORINS登録内
容の写しを提出することにより従事証明とすることが出来る。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和
47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の原本の写しを提出すること。

※①の同種の工事の内容等が確認できる設計図書の一部を提出する場合は、A4版に折り畳むか
縮小すること。

※CORINS登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の
写しは、必ず添付すること。

※配置予定技術者に係る同種の工事の施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主
任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔CORINS登録の写し又は現場代理人届
の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

※工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

※工事に関するすべての提出書類によって、その工事の実績・内容、現場代理人、主任技術者又は
監理技術者、現場員として従事したことが明確に判断できない場合は実績として認めないこと
とする。

④ 令和7・8年度建設工事競争参加資格の登録番号を【別記様式1】「競争参加資格確認申請書」に
記載すること。

⑤ 建設業許可申請届の写し

支店（社）又は、営業所所在地を地域要件とする場合は、建設業許可届の写しを添付すること（「別
表」部分で、支店（社）、営業所所在地等が記載された部分）。

⑥ 施工マニュアル

【別記様式4】に記載されている項目について作成のこと。なお、自社マニュアルがあれば、これ
をもって代えられる。

(4) URコミュニティが配置予定技術者の専任制を確認し、問題となる事実が発見された場合、競争参加
資格を認めない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年
11月10日（火）に電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）にて通知する。

(6) 4(16) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定
値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通
知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓
約書【別記様式5】を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面
を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先： 7 (1)に同じ。

⑥ **電子入札システムで提出する場合の注意事項**

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、すべての書類を郵送により7(1)宛に提出すること（申請書及び技術資料の1枚目には、代表者印を押印すること。）。この場合、必要書類の全てを郵送(必着)するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に「『08－逆瀬川団地樹木再整備工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。**また、併せて電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信する。**

- ・郵送する旨の表示
- ・郵送する書類目録
- ・郵送する書類のページ数
- ・発送年月日

提出期限は、「別表」の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

⑦ **本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の工事である。実施方法等の詳細については現場説明書の記載による。**

9 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求めることができる（様式は自由）。

- ① 提出期限： 令和8年11月17日（火）午後5時
- ② 提出場所： 7 (2)に同じ。

- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年11月25日(水)までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

10 再苦情申立て

- (1) 9(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日（紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
- ① 受付場所： 7(2)に同じ。
- ② 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- (2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。なお、公表場所は、URコミュニティ西日本業務センター入口付近の掲示板とする。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
- (1)①に同じ。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること（様式は自由）。
- ① 提出期間： 令和8年10月27日（火）から令和8年11月10日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所： 7(2)に同じ。
- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと。（機構HP掲載の「受注者操

作マニュアル_06_質問回答 (<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)」を遵守すること)

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を7(1)へ持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。(質問がない場合、書面の提出は必要ありません。)

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システム及びURコミュニティ「西日本業務センター入口」付近にて閲覧に供する。

期間： 令和8年11月17日(火)から令和8年11月30日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
(電子入札システムによる質問及び紙による質問共通)

12 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札期間：「別表」による。

- (2) 開札の日時及び場所

日時：「別表」による

場所： 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号 明治安田生命大阪梅田ビル18階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 西日本業務センター

※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

13 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 入札手続等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により7(2)に郵送（書留郵便により12(1)の期間に必着）すること。

紙による入札参加者は、16の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→運用基準・様式等→入札書様式（電子入札用）を参照）を表封筒（別途送付）にまとめて郵送すること。持参又は電送による入札は認めない。なお、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

16 工事費内訳書の提出

(1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送(書留郵便に限る)すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、自由であるが、別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。また、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。

工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。郵送により工事費内訳書を提出する場合は、会社印及び代表者(又は代理人)印を押印が必要であるが、本件責任者・担当者・連絡先(電話番号)を記載することで押印を省略できる。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ 内訳書とは無関係な書類である場合

ハ 他の工事の内訳書である場合

ニ 白紙である場合

ホ 内訳書に押印が欠けている場合又は郵送した内訳書に本件責任者・担当者・連絡先(電話番号)の記載が無い場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)

ヘ 内訳書が特定できない場合

ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

イ 内訳の記載が全くない場合

ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

イ 発注者名に誤りがある場合

ロ 発注案件名に誤りがある場合

ハ 提出業者名に誤りがある場合

ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより内訳書を提出する場合は、ファイル形式及び提出方法は８（７）⑥に同じ。

ファイル容量の合計が３ＭＢを超える場合は、郵送により７（２）宛に提出すること。郵送する際は、封筒に「『０８－逆瀬川団地樹木再整備工事』に係る工事費内訳書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、１２（１）の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、７（２）宛に郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

17 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要）。

18 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

19 落札者の決定方法

(1) 独立行政法人都市再生機構会計規程（平成１６年独立行政法人都市再生機構会計規程第４号）第５２条の規定に基づいてあらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落

札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにて落札者を決定するものとする。

- (2) 最低の価格をもって入札した者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、別紙－1「低入札価格調査について」のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料等の提出を求める。
- (3) 上記(1)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を別紙－2「確認書」として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

20 支払条件

前金払40%以内、中間前金払20%以内又は出来高による部分払（回数は「別表」参照）及び完成払（中間前金払については以下のURLから参照）

（<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000006lyk-att/chukanmaekindounyu.pdf>）

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第7項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第9項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

21 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

22 その他

- (1) 入札参加者は、機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得を含む。）、標準契約書案及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル06質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答（<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>）を厳守すること。
- (2) 電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 落札者は、8 (3) の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置することとする。なお、資料に記載された配置予定技術者は特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- (5) URコミュニティが取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼動している。
- システムを停止する場合等は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。
- (7) システム操作マニュアルは、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札に公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク 電話0570-021-777

電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>

- ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

株式会社URコミュニティ 西日本業務センター

契約課 電話06-7526-5019

- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

- ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (10) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、URコミュニティに対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、URコミュニティに対してもその事実内容を報告すること。
- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、開札日当日に再度入札へ移行する。再度入札開始時間については、電子入札、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (12) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

- (13) 落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁記録媒体の利用に関する特約条項（別紙-5）」を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (14) 本工事は居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者（及び近隣住民等）に対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに留意されたい。
- (15) 本工事の開札後に低入札価格調査を行う場合も原則として当初設定工期末のままとする。ただし、契約締結前に協議を実施し、工期末の変更が必要と認められる場合は、調査に要した期間を上限として加算した工期末に変更して契約締結する。
- (16) 建設業法第20条の2第2項に基づく通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24 年 法律第100 号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまで（設計・施工一括発注方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで）に、当機構に対して、別添2を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

イ 提出：契約書等の提出と合わせて提出すること。

ロ 提出場所：7（2）に同じ。

ハ 提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(17) 中東情勢の影響に関する事項

契約後、中東情勢の影響に伴い、請負代金や工期に影響を及ぼす事象(想定される事象を含む)については、上記(16)の通知により受け付けることとし、通知の内容が発言した場合には、協議します。

以 上

別添1

独立行政法人都市再生機構業務受託者

(株)URコミュニティ 西日本業務センター

図 面 等 (C D - R) 申 込 書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了解の上、下記工事の図面等 (CD-R) を申込みます。

工 事 件 名		08-逆瀬川団地樹木再整備工事
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送付先)	〒
	御連絡先	(TEL) (FAX)
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

- ※ 申込者欄は漏れなく記入のこと。
 ※ 図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行いません。
 ※ 着払い便にて発送します。
 ※ CD-Rは、FAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送します。

(別記様式)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社 UR コミュニティ 西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

所在地

名称

代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： 08-逆瀬川団地樹木再整備工事

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以 上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。）に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 7.5/10 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

*一部の工事については、上記の範囲内で適宜定めた額とする。

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあっては、入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メール等で行い、電子入札以外にあっては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、入札者（調査対象者）から以下の調査資料を求める。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（対象工事付近）
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（対象工事関連）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連（地理的条件）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
- (7) 契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
- (8) 契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
- (9) 契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
- (10) 労働者の供給見通し（労務者の確保計画）
- (11) 労働者の供給見通し（工種別労務者の配置計画）
- (12) 確約書
- (13) 施工体制台帳
- (14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(15) 経営内容（過去３年間の貸借対照表及び損益計算書）

※１：必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。

※２：一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出することができる。

※３：上記(15)以外の調査資料は、URコミュニティの指定様式を使用し提出すること。

- 4 調査対象者においては、URコミュニティが連絡を行った日の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に調査資料等を提出すること。
- 5 調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 6 低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- 7 低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札（見積）心得書第７条第９項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 8 低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第９項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 9 低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。
- 10 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上

確 認 書

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 西日本業務センター(以下「発注者」という。)と受注者_____は、下記１の工事(以下「工事」という。)の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１ 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」(別紙のとおり。以下「確認事項」という。)のとおり発注者と受注者が確認する。

第２ 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３ 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１ 契約対象工事名 : ０８－逆瀬川団地樹木再整備工事

２ 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
西日本業務センター
センター長 河邊 清和 ㊞

受注者 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊞

(別 紙)

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

2 ◎◎◎に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式に係る取扱要領

(令和2年9月30日制定)

(令和3年10月1日改定)

独立行政法人都市再生機構

(総則)

第1条 本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（機構が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式をいう。以下同じ。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が余裕期間内に工事準備を行うことができる工事（余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式をする工事（以下「発注者指定方式による工事」という。））を実施するものである。

(余裕期間及び工期)

第3条 機構は、工事着工日をあらかじめ指定し、工事着工日から工期末までの工期を入札公告等により明示するものとする。

2 契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

3 受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

(前払金の取扱い)

第4条 発注者指定方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

(工事着工日前の取扱い)

第5条 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

2 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

(技術者の取扱い)

第6条 余裕期間（契約締結日の翌日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

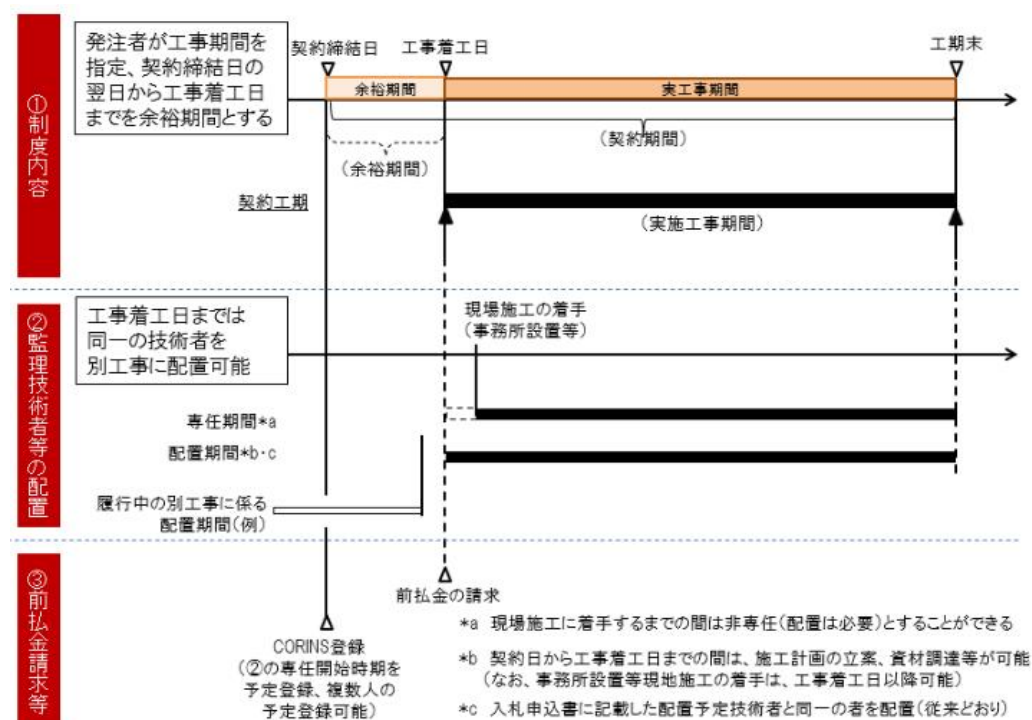
第7条 余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以 上

■発注者指定方式の概念図



■余裕期間制度の概要

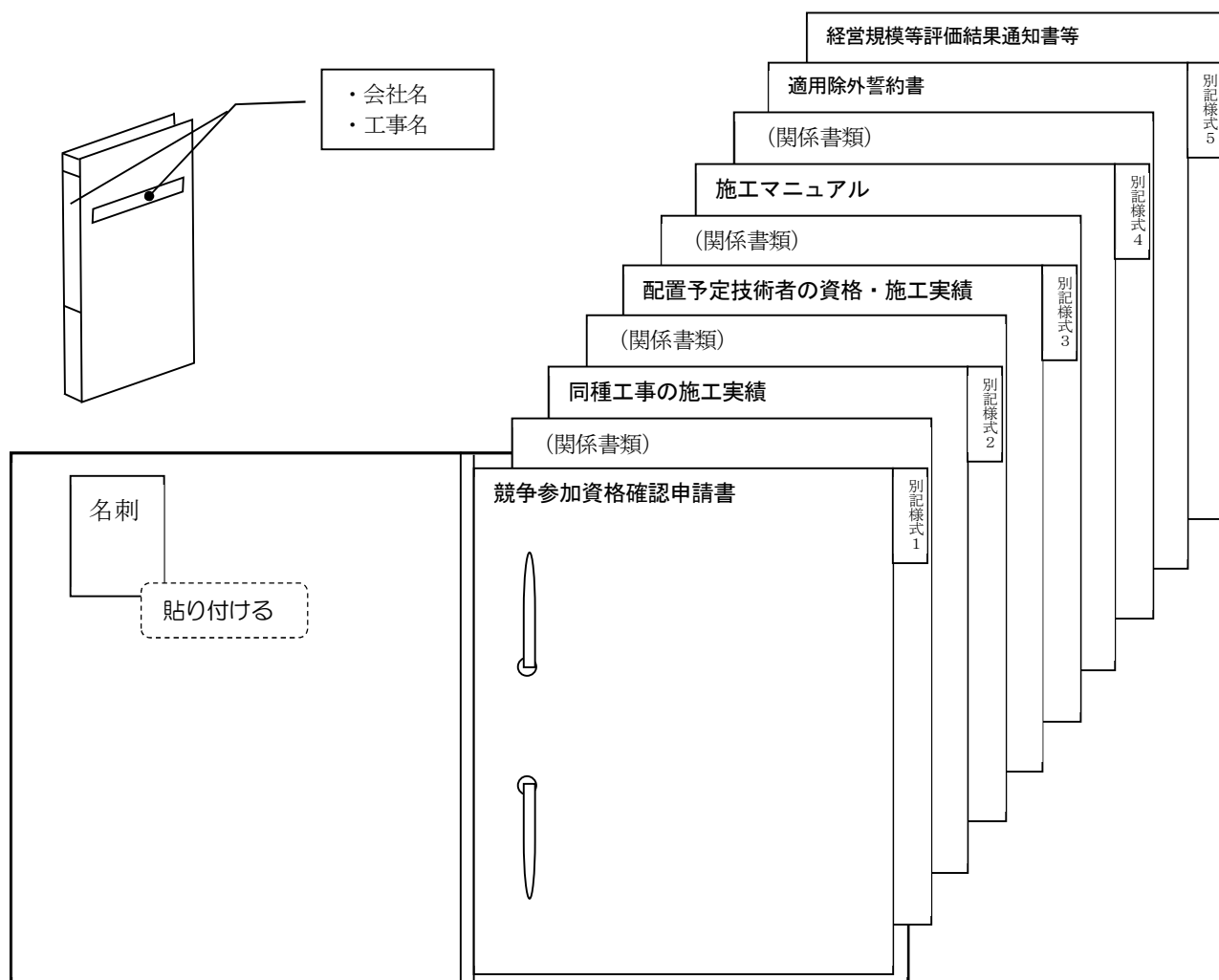
余裕期間制度とは、契約締結日の翌日から工事の始期（工事着工日）までの間に余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事着工日）もしくは終期（工期末）を機構が指定、または、受注者が選択できる制度であり、以下の①～③の方式がある。

- ① 発注者指定方式：機構が工事の始期（工事着工日）をあらかじめ指定する方式
- ② 任意着手方式：機構があらかじめ示した工事着工期限日までの間で、受注者が工事の始期（工事着工日）を選択できる方式
- ③ フレックス方式：機構があらかじめ示した全体工期（余裕期間と実工事期間を合わせた期間）内で、受注者が工期の始期（工事着工日）と終期（工期末）を選択できる方式

	平成26年度 ～平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
① 発注者 指定方式				R3.10.1 余裕期間付き発注者指定工期(※) 発注者指定方式	余裕期間制度
② 任意着 手方式				R3.10.1 フレックス工期(※) 任意着手方式	
③ フレ ックス 方式				R3.10.1 フレックス方式	

※従来の「余裕期間付き発注者指定工期による契約方式」、「フレックス工期による契約方式」について、R3.10.1以降に公告する工事では「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「余裕期間制度（任意着手方式）」にそれぞれ改称。

詳細条件審査型一般競争入札に係る競争参加資格確認申請書類作成の手引き



- (1) 様式１は、電子入札システムで提出した場合は申請書の写しを、紙入札の場合は原本を添付して下さい。
 - (2) 様式１～５の順に綴じて下さい。
- なお、添付する資料のうち、施工実績に係る資料については、工事１件毎に関連書類一式（契約書、設計図書、工事成績評定通知書等）をまとめ、インデックスを付け、巻末に一括添付して下さい。
- (3) A４版ファイル（左側２穴）に綴じ、表紙及び背表紙に工事名及び会社名を記入し、ファイルの裏表紙に名刺を添付してください（紙入札の場合）。
 - (4) 提出書類は、原則A４版とします。判別が困難なようであれば、A３版（A４サイズにZ折綴込み）としてください。なお、A３版でも必要事項が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付してください。（工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーしてください。）
 - (5) 各様式の最初ページにインデックスを付けてください。
 - (6) 返信用封筒は、ファイルから抜け落ちないように、クリアポケット等に入れてファイルに綴じてください（紙入札の場合）。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和〇年〇月〇日付けで締結した〇 8 - 逆瀬川団地樹木再整備工事の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（U S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D - R、D V D - R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
氏名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社U R コミュニティ 西日本業務センター
センター長 河邊 清和 印

受注者 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

別表

掲 示 日	令和8年10月9日
工 事 名	08－逆瀬川団地樹木再整備工事
工 事 場 所	兵庫県宝塚市野上六丁目5番
工 事 内 容	樹木伐採、整姿工事
工 事 期 間	令和9年2月8日 から 令和9年9月20日
地理的条件	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県内において建設業法上に届出している本店、支店又は営業所があること。
同種工事要件	【企業の実績】 平成23年度以降に元請として工事が完成し、引渡しが進んでいるもののうち、次に掲げる同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、工事費は出資比率で按分した金額を実績とする。なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。) RC造又はSRC造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における植栽工事を含む造園工事※1又は植栽工事を含む土木工事※1で、1件の工事で請負金額(変更を含む)が2500万円以上であること。 ※1「土木工事」、「造園工事」は、当機構ホームページに掲載している「工事工種体系ツリー(土木・造園共通)」(https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html)における事業区分レベル0の工事 注)同種工事の施工実績には以下のものは該当しない ・独立行政法人都市再生機構の建替団地における空き住居区域内の土木工事及び造園工事 ・移管公園の土木工事及び造園工事 ・植物管理工事 なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。 【配置予定技術者の実績】 ①建設業法第26条による国家資格を有するものであること。1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士又は、これと同等以上の能力を有するものであること。 ②平成23年度以降に元請として工事が完成し引渡しが進んでいるもののうち、上記に掲げる工事において、着工から引渡し迄の間、現場代理人、主任技術者又は監理技術者または現場員として経験を有する者であること。 ③申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
部分払回数	3
設計業務等の受注者	設計:(株)リアライズ造園設計事務所
競争参加資格電子申請日時	令和8年10月13日(火) から 令和8年10月26日(月)まで 午前10時～午後5時
競争参加資格紙申請日時	令和8年10月23日(金) から 令和8年10月26日(月) 午前10時～午後5時 (ただし、正午から午後1時の間は除く。)
電子入札入札期間	令和8年11月27日(金) から 令和8年11月30日(月)正午まで ※ 土日祝除く
紙入札入札期間	令和8年11月11日(水) から 令和8年11月30日(月)正午まで
開札日時※	令和8年12月1日(火) 10:30(予定)

※ 開札時間は、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。

建設業許可番号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ 西日本業務センター

センター長 河邊 清和 殿

業者登録番号※

代表者住所

商号又は名称

代表氏名

印

担当者氏名

令和8年10月9日 付けで掲示のありました

08－逆瀬川団地樹木再整備工事

に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、「掲示文兼入札説明書」4 競争参加資格において(1)、(3)、(11)～(15)の各規定を満たす者であること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

申請者確認欄

- | | |
|--|--------------------------|
| 1 申請内容表【別記様式2-1】【別記様式2-2】 | ☐ |
| 2 申請内容表【別記様式3】（配置予定技術者数分） | ☐ |
| 3 建設業法第5条に基づく営業所等の写し
（添付書類：建設業許可申請書等の写し ※本店（社）のみの場合は不要。） | ☐ |
| 4 令和7・8年度建設工事競争参加資格認定の業者登録番号※ | ☐ |
| 5 申請内容表【別記様式2-1】の施工実績を証明する書類 | ☐ |
| 6 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し等 | ☐ |
| 7 施工マニュアル【様式自由】 | ☐ |
| 8 入札説明書8(6)に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面 | ☐ |
| 9 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 | ☐ |
| 10 返信用封筒「簡易書留料金（460円切手）」（紙による入札の場合のみ）
（返信用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（460円）の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出すること。） | ☐ |

（注）本申請書（別記様式1のみ）を2部提出してください。
（※紙入札の場合のみ必要）

（注）紙資料は枚数が多い場合、両面コピーで良い。

（注）別記様式1～5はA4版サイズにて提出すること。

（注）入札説明書4（2）の業者登録番号を記載すること。

機構受付印

令和 年 月 日

申 請 者 記 入 欄			
工事件名 08－逆瀬川団地樹木再整備工事			
都市機構の登録番号		会社名(フリガナ)	
営業拠点の内容	1. 本店	2. 支店	3. 営業所
	該当番号に○をつけること		
	郵便番号	住所:	
	-	【電話番号: - -】	

施工実績の内容

工 事 等 名 称	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	_____ 千円	ただし契約金額のうち、入札説明書4(5)に記載する同種の工事以外の工種が含まれている場合、その金額は施工実績の金額には含まない。
	工 期	平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	平成23年度以降当該申請書提出日までに完成し、引渡しが行われているものに限る。
建 物 概 要	建 物 用 途	☐ 新規共同住宅 ☐ 居住中の世帯向け共同住宅	☐ にチェックを入れること
	構 造 形 式	☐ RC造 ☐ SRC造	☐ にチェックを入れること
	建 物 階 数 及 び 戸 数	_____ 階建 _____ 戸	
	工 事 内 容		

- 1 施工実績は入札説明書4(5)に示す同種工事について記載すること。
- 2 入札説明書8(3)①に掲げる記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。
- 3 申請工事数分提出すること。

【別記様式 2 - 2】

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事成績

令和6年4月1日以降に機構及びURコミュニティが関西地区において契約した工事（種別「造園」）で競争参加資格確認申請書の提出日までに工事が完成し、工事成績評定通知書を受領している工事の成績については以下のとおりです。

番 号	工事件名	成績 評定点	低入札 の有無

- ※1 該当工事が無い場合は「なし」と記入。
※2 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

【別記様式3】

※本工事の契約締結時に当様式資料を契約書に綴じ込むこと。

配置予定技術者の資格・工事経験

1. 当該技術者を配置する予定の工事番号に○をすること

工事件名 08—逆瀬川団地樹木再整備工事

会 社 名：

建設業許可番号：

2. 配置予定技術者：配置予定技術者毎に提出すること。

配置予定技術者の氏名	(フリガナ) 氏 名：		備 考
法 令 に よ る 免 許 ^{※2}	資 格：	技 術 士 等	免許証のコピー添付
	登録年月日：	昭和・平成・令和 年 月 日	
	登録番号：		各資格者証のコピー添付 (表・裏)
	資 格 証：	監理技術者資格証 ^{※1}	
	交付年月日：	平成・令和 年 月 日	
	交付番号：		
現在の従事状況	(1) 工事中 (但し、当該工事に従事できるものとする。) (2) 内勤 (3) 待機中		提出時点での従事状況の項目の有に○印を付けること。また工事中の場合、内容を記載のこと
当該工事以外における 従事状況 (現在の従事状況)	工事名：		
	発注機関名：		
	施工場所：		
	工 期： 平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日		
雇用関係を証明できる書類	☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ その他 ^{※4} ☐ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定額通知書	雇用期間 (申請書提出日の3か月以前より恒常的な雇用) ☐ 3か月以上 ☐ 3か月未満 【該当箇所チェックをいれること】	雇用関係を証明できる書類のコピー添付 ^{※3}
専任技術者との重複の有無	無 ・ 有：令和 年 月 日頃迄に従事可 重複の有無に関係なく、営業所の専任技術者を記載した専任技術者証明書のコピーを添付。 建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任技術者と主任(監理)技術者が重複する場合、当該項目の「有」に○印をし、主任(監理)技術者として従事可能な日を記載すること。		

※1 監理技術者資格等を更新中の場合は、資格者証交付申請書(写し)等を添付すること。また、監理技術者資格者証等(更新版)等を受領した場合は契約に支障のない時期に提出すること。

※2 一級造園施工管理技士以外の資格をもって入札説明書4(6)①とする場合、その資格を記入すること。(免許証のコピー等、資格を保有していることを証明する書類を添付すること。)

※3 保険番号および被保険者等記号・番号及び報酬額については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

※4 雇用証明書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書またはこれらに準ずる資料(いずれも写し可)

3. 施工実績(経験実績)：専任特例1号及び営業所技術者等または専任特例2号を配置する場合においては、それらに関する届出書様式-1または届出書様式-2を合わせて提出すること。

		施工実績 1 ※1・2		備考
工事概要等	工 事 名			契約書等のコピー添付 平成23年度以降に元請として「別表」に示す同種工事の経験を有する実績とする。 申請者自らが「従事していた」ことを証明するとした証明書(念書等)は認めない。 担当技術者の実績は不可。
	発注機関名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額	千円		
	工 期	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日		
	従 事 役 職	(1) 現場代理人 (2) 主任技術者 (3) 監理技術者 (4) 現場員 (該当番号に○を付けること)		
工事内容	建 物 用 途			
	構 造 形 式	☐ RC造 ☐ SRC造 【該当箇所チェックをいれること】		
	階 数 ・ 戸 数	階 戸		

※1 施工実績(経験実績)に記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

※2 民間工事の場合、請負契約書の写し、工事内訳書(抜粋)、工事仕様書(抜粋)、図面(抜粋)、第三者による従事証明書(工事名・従事期間・従事役職・第三者の印等が確認できる書類)を提出すること。

参考：国土交通省「人員の配置を示す計画書」

届出書 様式-1

令和 年 月 日

人員の配置を示す計画書
(専任特例 1 号及び営業所技術者等)

1 対象期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 配置技術者情報

建設業者	名称				
	所在地				
主任技術者 又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者) ※	氏名				
	資格 (資格番号)	(号)			
	所属営業所名				営業所技術者等の 場合のみ記載
	一日平均の 法定外労務時間	見込み時間		実績時間	

※資格者証等の写しを添付すること

※資格者証本人の 3 ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること

3 建設工事 1

(営業所技術者等：兼務する工事、専任特例 1 号：当該工事)

工事名称					
工事現場住所					
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
工事着手日	令和 年 月 日				
契約締結営業所	名称				※営業所技術者等の場合のみ 記載 ※上記所属営業所と同じである こと
	所在地				
建設工事の内容					※建設工事 29 種より
請負代金の額 (税込)					※1 億円未満(建築一式工事の 場合は 2 億円未満)
移動時間					※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以内(営業所と工事現場)
下請回数					※3 回以内
工事現場の施工 体制の確認方法					
情報通信機器					
現場係員※	氏名				
	所属会社				
	実務の経験 ※土木一式工事又は建築 一式工事の場合に記載 ※実務の経験は 1 年以上 であること	工事名称	期間		
			年 月 ～ 年 月		
			年 月 ～ 年 月		
	合計			年 ヶ月	

※ 3 ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

参考：国土交通省「人員の配置を示す計画書」

4 建設工事 2

(専任特例 1 号：兼務する工事)

工事名称			
工事現場住所			
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
工事着手日	令和 年 月 日		
建設工事の内容			※建設工事 29 種より
請 負 代 金 の 額 (税込)			※ 1 億円未満 (建築一式工事 の場合は 2 億円未満)
移動時間			※ 1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以内 (工事現場間)
下請次数			※ 3 次以内
工事現場の施工 体制の確認方法			
情報通信機器			
現場係員※	氏名		
	所属会社		
	実務の経験	工事名称	期間
	※土木一式工事又は建築 一式工事の場合に記載		年 月 ～ 年 月
	※実務の経験は 1 年以上 であること		年 月 ～ 年 月
		合計	年 ヶ月

※ 3 ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※ 兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

参考：国土交通省「人員の配置を示す計画書」

届出書 様式 - 2

令和 年 月 日

人員の配置を示す計画書
(専任特例 2 号)

1 対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 (資格番号)	(号)

3 建設工事 1 (当該工事)

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
工事着手日	令和 年 月 日	
建設工事の内容		※建設工事 29 種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先 (電話・メール)	
	情報通信技術を使用した 連絡体制	

※ 3 ヶ月以上の雇用が証明される書類 (雇用証明書の写し等) を添付すること。

4 建設工事2（兼務する工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
発注者名		
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した 連絡体制	
【兼務する工事の地図】 兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。		

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※ 兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

保全工事に係る施工マニュアル記載事項例

○様式は自由とし、Ⅰ・Ⅱの内容について概ね記載されているものとする。

Ⅰ. 工事にあたっての留意事項について

- 1 心構え、みだしなみ
- 2 居住者又は、近隣に対する周知方法
- 3 居住者又は、近隣に対する安全管理
- 4 作業員に対する安全衛生管理
- 5 緊急時の対応
- 6 工事関係車両の走行及び駐車のマナー
- 7 資材・機器の搬入及び搬出
- 8 工事騒音や振動等に対する対策
- 9 工事完了時の留意事項

Ⅱ. 施工管理について

- 1 工程管理
- 2 品質管理
- 3 社内検査体制

【別記様式 5】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

住 所
商 号
代表者

適用除外誓約書

下記の理由により、08-逆瀬川団地樹木再整備工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

☐従業員5人未満の個人事業所であるため。

☐従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐その他の理由

--

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐役員のための法人であるため。

☐使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

☐その他の理由

--

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。